

岐阜県の子育て支援制度

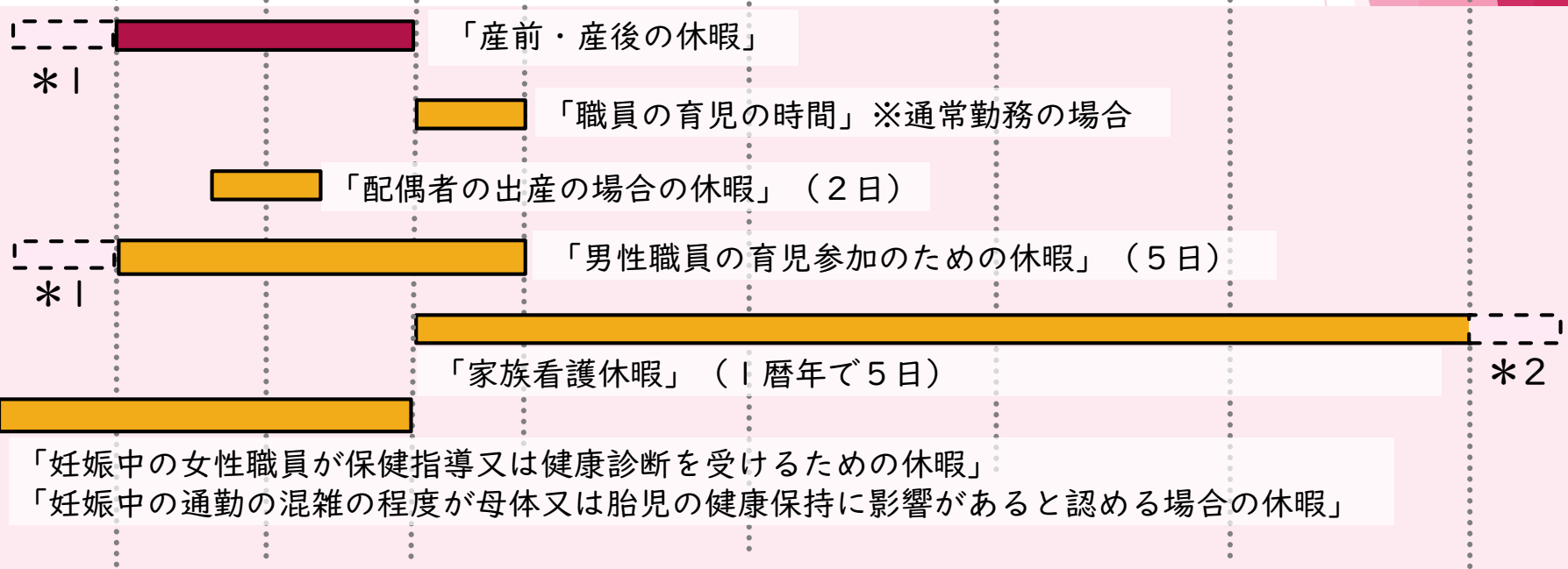
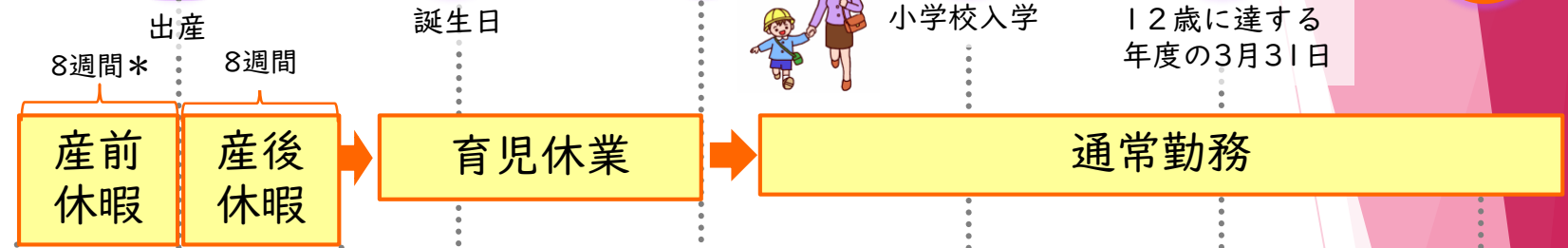
■ 休暇・休業に関する制度

■ 多様な働き方に関する制度
(育児)

令和5年3月

◆休暇・休業に関する制度

わが子の成長



*1 多胎妊娠の場合、産前休暇は14週間になります

*2 子が在籍する学校行事に参加する場合、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで認められます

◆休暇・休業に関する制度

特別休暇	期間
<p>■妊娠中の女性職員が保健指導又は健康診断を受ける場合の休暇</p>	<p>その都度、必要と認める時間</p>
<p>■妊婦の通勤緩和 ※妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合</p>	<p>1日につき1時間の範囲内で、その都度必要と認める時間</p>
<p>■妊娠障害（つわり）の場合</p>	<p>14日</p>
<p>■不妊治療の場合</p>	<p>1暦年において6日 ※体外受精及び顕微授精に係るものは10日になります</p>

◆休暇・休業に関する制度

特別休暇	期間
<p>■産前休暇</p>	<p>出産予定日以前8週間 ただし、多胎妊娠の場合は14週間、会計年度任用職員は6週間になります</p>
<p>■産後休暇</p>	<p>出産後8週間</p>
<p>■育児の時間 生後満1年に達しない子を育てる職員が、授乳その他育児の時間を必要な場合 ※通常勤務の場合</p>	<p>30分で1日2回以内。 30分2回の休憩を連続1時間とすることも可能です</p>
<p>■家族看護休暇 配偶者、父母、配偶者の父母、子を看護する場合、又は養育する義務教育終了前に達するまでの子を介助する場合</p>	<p>1暦年で5日 義務教育終了前の子を2人以上養育する場合は10日になります（ただし、10日のうち5日は、義務教育終了前に達するまでの子の看護又は介助を行うために使用する場合に限ります）</p>

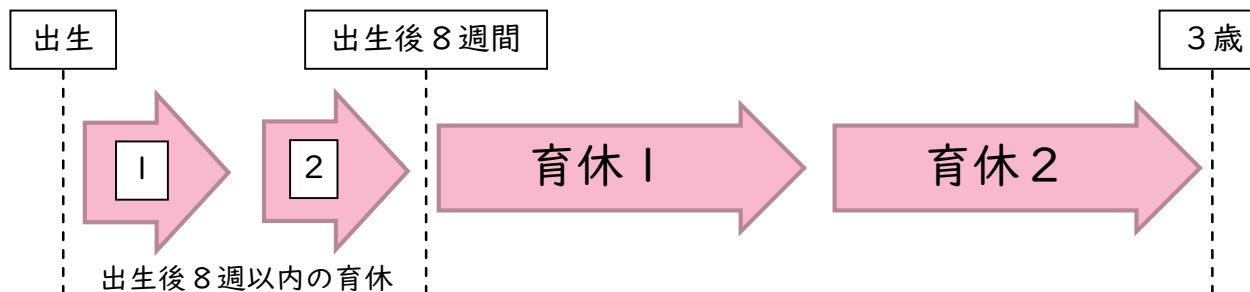
◆休暇・休業に関する制度

特別休暇	期間
<p>■ 配偶者の出産の場合</p> <p>出産時の付添、出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等</p>	<p>2日</p> <p>※配偶者の入院の日から出産後2週間内で取得できます</p>
<p>■ 男性職員の育児参加のための休暇</p> <p>出産に係る子又は上の子（小学校就学前）を養育する場合</p>	<p>5日</p> <p>※配偶者の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から、出産の日以後1年を経過するまでの間で取得ができます</p>

◆休暇・休業に関する制度

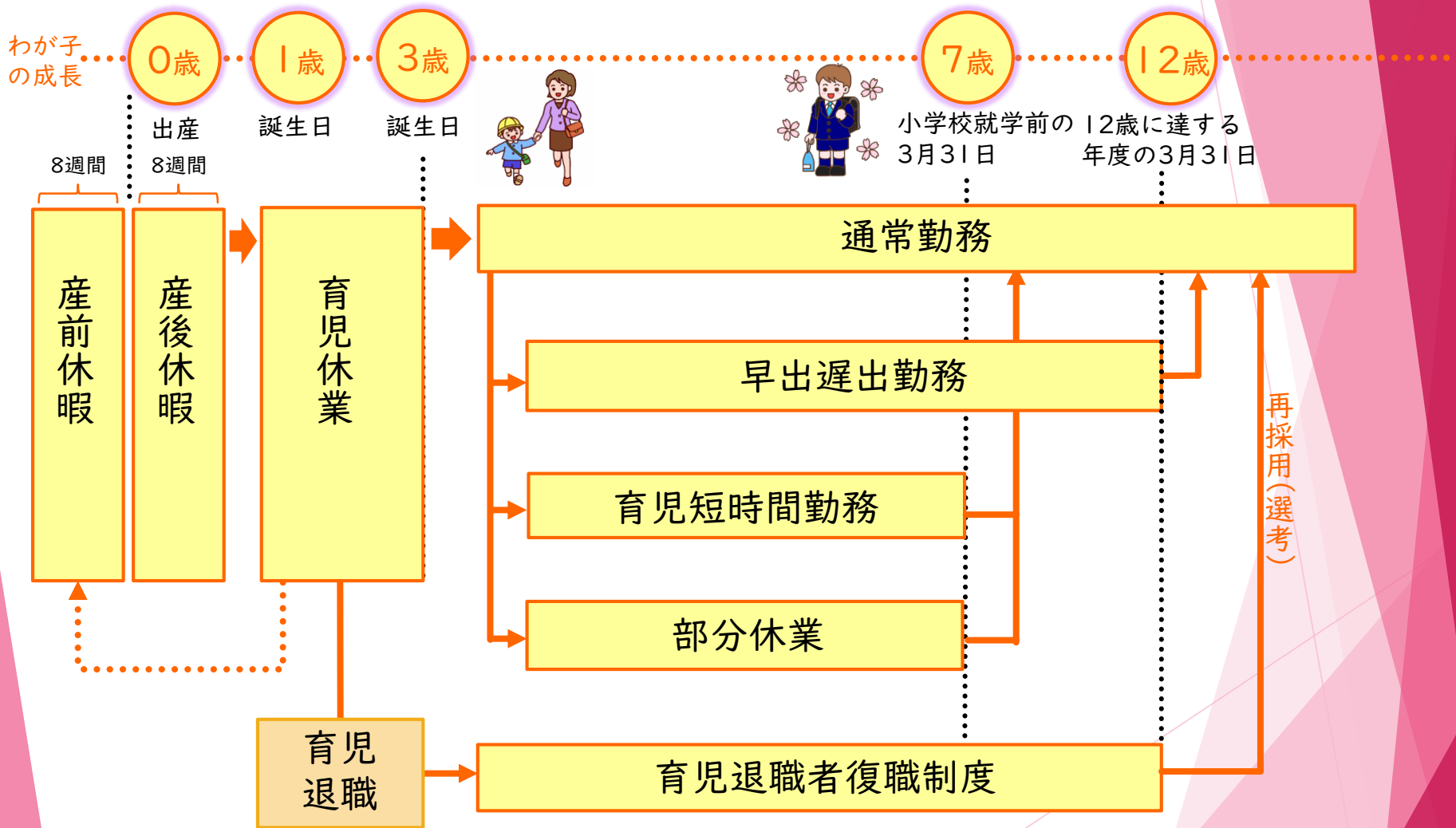
育児休業

- 対象：3歳に満たない子（養子も含む）を養育する職員
※ただし、臨時的任用職員、任期付採用職員は対象になりません。
- 期間：当該育児休業に係る子が3歳に達する日（誕生日の前日）まで
※会計年度任用職員は、原則、子が1歳に達する日までになります
- 回数：原則2回まで取得可能です
子の出生後8週間以内の育児休業は2回



- 給料：支給されません

◆多様な働き方に関する制度（育児）



◆多様な働き方に関する制度（育児）

早出遅出勤務制度

■対象

小学校等に就学している子のある職員であって、その子を養育するため早出遅出勤務をすることが相当であると認める職員

■形態

1日の勤務時間の長さを変えずに、始業・終業の時刻をずらして勤務（※）

■請求・承認：各所属長（高・特）
教育事務所長（小・中・義）

■給料：通常

※30分早める、30分遅める等、予め定められたパターンの中から最も適した時間帯を選ぶ形になります。

◆多様な働き方に関する制度（育児）

育児短時間勤務制度

■対象

小学校・義務教育学校就学の始期に達するまで
の子を養育する職員

※ただし、会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付採用職員は対象になりません。

- 形態：第1号 3時間55分×5日（週19時間35分）
- 第2号 4時間55分×5日（週24時間35分）
- 第3号 7時間45分×3日（週23時間15分）
- 第4号 7時間45分×2日＋3時間55分×1日
（週19時間25分）

■請求・承認：任命権者

■給料：減額支給

＜給料月額 × (週の勤務時間数 ÷ 38時間45分) >

◆多様な働き方に関する制度（育児）

部分休業制度

■対象

小学校・義務教育学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

■形態

託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、1日を通して2時間を超えない範囲内(30分単位)で取得可能

■請求・承認：各所属長（高・特）

市町村教育委員会（小・中・義）

■給料：減額支給

◆多様な働き方に関する制度（育児）

育児退職者復職制度

- 対象 以下の(1)～(3)全てに該当する職員
 - (1) 公立学校に勤務する教員のうち、教諭（部主事を除く）、養護教諭、栄養教諭、実習助手及び寄宿舎指導員の職にある職員
 - (2) 育児休業に引き続いて退職を希望する職員
 - (3) 勤務成績が優秀で、校長の具申及び教育委員会の内申があった職員
- 復帰 ・ 4月1日
- 期限 ・ 子が中学校に入学する（義務教育学校後期課程となる）
4月1日の前年の8月31日まで
- 申請 ・ 復帰を希望する4月1日の前年の8月31日までに、
県教育委員会に復職の申請が必要
- 選考 ・ 書類審査、面接、健康診断書をもとに行います

※退職中は、教職員の身分を有しないため、他の職に就くことができます